広報
かつらお
（お知らせ版）No.34
2015年3月15日

発　行　　葛尾村役場総務課

〒963-7719
福島県田村郡三春町大字貝山字井堀田287-1
TEL　0247-61-2850（代表）
FAX　0247-62-0282

公式ホームページ　http://www.katsurao.org/
メルマガ登録 http://katsurao.inf-gov02.jp/regist.html
広報担当電子メール　hp@vill.katsurao.lg.jp

葛尾村ホームページ
(携帯用)はこちら→

葛尾村メールマガジン
の登録はこちら　→

復　興　対　策　の　経　過

村の復興の経過について、次のとおりお知らせします。

2月１８日（水）　**葛尾村中心拠点等整備計画第５回検討委員会**

第４回検討委員会の議論を振り返り、中心拠点整備計画の最終案について検討。

◇中心拠点整備計画の位置づけ
昨年策定した「かつらお再生戦略プラン」に基づく基本計画とし、中心部と周辺地域が連携し、一体となった再生・復興の実現を目指す。

◇中心拠点利用イメージ
・地域農畜産物の販売・飲食体験イベント
・地域の産業・産品・観光資源。体験交流イベント等の情報発信
・地域が連携した交流やイベント
・さまざまな地域の暮らしのサポート

◇中心拠点の段階的な整備計画
○帰還初期段階:復興交流館、直売所、JA倉庫、花見山（公園）、健康散策路、高齢者住宅、事業所改築等支援、村営住宅・定住促進住宅整備、児童交流拠点整備、施設園芸振興拠点施設

○帰還人口増大と併せて完成させるもの:小中学校の統廃合、防災センター、西部丘陵地住宅開発

○中　　長　　期:東部丘陵地開発（追加機能導入検討ゾーン）

以上のような計画が議論され、パブリックコメント（意見募集）を経て、決定されることになった。

2月２０日（金）　**第７回双葉郡医療体制検討委員会**

双葉郡医療提供体制等の確保に向けた方策について議論した。

◇主な議論
・各町村の計画を基に双葉郡全体でどう連携できるかが重要
・町村ベースでなく、広域的な医療確保が重要
・民間医療機関の再開がままならないことから行政主体の制度設計が必要（診療所、医療機関の設置や機能充実）
・二次救急を担う「双葉郡の核」となる医療機関が必要
・既存医療機関、郡立診療所、県立診療所の相互連携が必要

医療に関しては、福島県の役割が大きい事から、県計画と各町村計画を考慮するとともに、平成２８年度予算確保に向けて具体的に双葉郡全体としての意思表示が必要であり、次回検討委員会で具体的な報告案を起草することとした。

3月　1日（日）　**シンポジウム「みんなの故郷に想いをよせながら」**

福島大学うつくしまふくしま未来支援センターの支援を受け、これまでの３年間で「郷土に想いをよせる同窓会事業」を実施した、浪江町津島地区、川内村、飯舘村、大熊町、葛尾村の５町村の子どもたちと地域の方々を対象に、未来支援センター主催により二本松市の福島県男女共生センターで開催された。
葛尾村からも６名の子どもたちと保護者が出席し、各町村の故郷クイズ、子どもたちの発表、故郷の特産品や故郷の思い出のパネル作成が行われ、楽しい１日を過ごした。

3月　3日（火）　**１２市町村の将来像に関する有識者検討会に係る国・福島県・１２市町村（副首長級）との第２回意見交換**

国・福島県・１２市町村の第２回意見交換が次の内容で実施された。
◇広域連携に関する各市町村の考え方について
　インフラ、産業の振興、健康医療、住環境整備、教育・人材育成、観光の促進、その他の各項目について、各市町村の取り組みについて紹介された。
◇各市町村の強みについて
　地勢、自然環境、名産品、観光資源、産業、住環境、災害の記録の各項目について、各市町村の強みが紹介された。
◇今後の有識者検討会の予定について
　これまで２回の検討会が開催され、今後は第３回から第７回までの検討会で議論し、第８回で提言をとりまとめる予定となっている。

3月　7日（土）　**教育復興シンポジウム「福島の教育復興に向けて」**

福島の未来を支える子どものための〈教育復興〉を促進することを目的に、福島市保健福祉センターで開催された。
福島大学副学長三浦浩喜教授による、「ＯＥＣＤ東北スクールのチャレンジ～アクティブラーニングの展開～」、大谷大学荒瀬克己教授（元京都堀川高校校長）による「学校改革の条件～京都堀川高校を事例として～」と題しての基調報告が行われた。

総　務　課

復　興　対　策　係

●春のお彼岸の特例宿泊について●

春のお彼岸の期間において、葛尾村内の避難指示解除準備区域および居住制限区域での宿泊が可能となりました。

これは、短期間の宿泊であり、①被ばくのリスクが極めて小さく、②最低限必要なインフラが整い、③防犯・防火等に最低限必要な体制が確保されていることにより、特例として認められたものです。

すでに、各世帯に送付された「特例宿泊のお知らせ」をご覧になっていることと思いますが、特例宿泊をされる方は、十分気をつけてお過ごしください。

◇期　　間　　３月１４日（土）～ ３月２９日（日）

◇対 象 区 域　　村内の避難指示解除準備区域および居住制限区域

問　コールセンター　　℡0120-556-786　(平日8:00～20:00、土日祝日8:00～17:00)

葛　尾　村　議　会

●村との情報交換会の開催概要について●

今月の村との情報交換会の概要について、次のとおりお知らせします。

当日は、情報交換会のほか中心拠点等整備基本計画の説明、葛尾村地下水源調査報告を受けた後、全員協議会を開催しました。

○平成２７年３月期の開催状況

◇開　　催　　日　３月２日

◇出　　席　　者　・村議会議員
・村（村長、副村長、教育長および各課長等）
・環境省福島再生事務所
・復興庁福島復興局
・除染工事業者（奥村・西松・大豊共同企業体）
・仮設焼却炉建設業者（JFE・奥村・西松・大豊共同企業体）

◇会　　場　葛尾村役場三春出張所　大会議室

◇情報交換会内容　・除染工事の進捗状況について（除染工事業者）
・仮設焼却炉建設工事の進捗状況について（仮設焼却炉建設業者）
・中間貯蔵所への搬入計画の状況および（仮称）通過交通について（環境省福島再生事務所）
・農地の除染と営農再開の関係について（環境省福島再生事務所）
・村内の片付けゴミ回収状況について（環境省福島再生事務所）
・家屋の解体受付状況について（環境省福島再生事務所）
・復興交付金事業等の申請状況について（福島復興局）
・平成２６年度建物被災度調査状況について(総務課)
・各行政区井戸掘削調査状況について(総務課)
・葛尾村地下水源調査状況について（総務課）
・防犯カメラ設置状況について（住民生活課）
・グループホーム「楓」への村民の入所状況について（住民生活課）
・復興公営住宅（三春町への整備）アンケート結果について(地域振興課)
・復興公営住宅（三春町への整備）進捗状況について（地域振興課）
・葛尾村文教施設復旧施工計画（案）について（教育委員会）

◇全員協議会内容　・平成２７年度予算に対する事業計画について（総務課）
・平成２７年度役場機能の一部を本庁舎で再開することについて（総務課）
・葛尾村の避難指示等に関することについて（総務課）

問　議会事務局　℡0247-61-2850

地　域　振　興　課

地　域　づ　く　り　推　進　係

●「改正パートタイム労働法」が平成２７年４月１日より施行されます●

パートタイム労働者には、労働基準法上の賃金等の労働条件の文書交付義務に加え、パートタイム労働法に基づき昇給、賞与、退職手当の有無について文書により交付する義務がありますが、新たに「改正パートタイム労働法」に基づき、パートタイム労働者のための相談窓口について文書の交付等による明示が事業主に義務づけられました。

また、パートタイム労働者の雇い入れ時に、賃金制度や正社員転換推進措置の内容などについて説明することが事業主に義務づけられます。

問　福島労働局雇用均等室　０２４（５３６）４６０９

住　民　生　活　課

健　康　福　祉　係

●国民健康保険の届け出について●

国民健康保険（国保）は、職場の健康保険とは違い、加入するときや脱退するときに、加入者自らが届け出をしなければなりません。手続きについては、異動があった日から14日以内に、役場の国保担当窓口へ届け出をしてください。

＜国保に加入するときの例＞
- ●ほかの市町村から転入したとき（職場の健康保険などに加入していないとき）
- ●職場の健康保険などをやめたとき
- ●子どもが生まれたとき
- ●生活保護を受けなくなったとき

（国保加入の手続きが遅れると･･･）
- ●国保の保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。
- ●国保税は、加入の届け出をした月からではなく、資格を得た月の分から納めるものです。したがって届け出が遅れた場合でも、資格を得た月までさかのぼって国保税を納めなければなりません。

＜国保を脱退するときの例＞
- ●ほかの市町村へ転出するとき
- ●職場の健康保険などに加入したとき
- ●死亡したとき
- ●生活保護を受けはじめたとき

（国保脱退の手続きが遅れると･･･）
- ●国保の保険証が手元にあるため、うっかりそれを使って医療を受けた場合には、国保が負担した医療費をあとで返さなければなりません。
- ●ほかの健康保険に入ったとき、国保を脱退する届け出をしていないと、国保税を二重に支払ってしまうことがあります。

注意

職場の健康保険などに加入手続き中で、職場の健康保険証が手元にない場合でも、**国保の保険証は使わない**ようにし、医療機関の窓口にご相談ください。誤って国保の保険証を使ってしまった場合には、医療費を返還していただく場合があるほか、震災により免除されている**一部負担金が還付されない**場合がありますのでご注意ください。

問　住民生活課　健康福祉係　TEL0247-61-2850

教育委員会・公民館

教　育　委　員　会

●平成２７年度奨学資金のお知らせ●

村では平成２７年度奨学資金の貸与をしますので、ご希望の方はお早めにお申し込みください。

◇対象となる方　大学や短大、専修学校（修学２年以上）、高等専門学校、公共職業能力開発施設、高等学校に在学している方で、次の要件に該当する方。
①品行が正しく、学術に優れ、身体が強健であること
②各種学校に合格当時、村内に引き続き２年以上住所を有していること
③経済的理由により修学が困難と認められること
④同種の奨学資金の貸与、給付を受けていないこと
⑤世帯全員の所得が村奨学資金貸与条例規則に基づく基準以下であること

◇貸　付　額　月額３万円以内

◇貸 与 期 間　正規の修学期間

◇申 請 手 続 き　所定の願書に必要事項を記入のうえ、提出してください

問　教育委員会　TEL0247-61-2850